

## 別紙 1

### 用語の意義

この要綱の用語の意義は次のとおりとする。

- 1 「患者等」とは、寝たきり者、身体障がい者及び傷病者等をいう。
- 2 「患者等搬送事業」とは、患者等の医療機関への入退院、通院及び転院並びに社会福祉施設等への送迎に際し、患者等を搬送するために必要な構造及び設備を備えた専用自動車（以下「患者等搬送用自動車」という。）を用いて患者等の搬送を実施する事業をいう。
- 3 「患者等搬送事業者」とは、患者等搬送事業を行う事業所の経営者又は管理責任者をいう。
- 4 「認定事業者」とは、別紙 3 に定める認定基準に適合するものとして消防長が認定した患者等搬送事業者をいう。
- 5 「乗務員」とは、患者等搬送用自動車に乗務し、患者等搬送の業務に従事する者をいう。
- 6 「基礎講習」とは、別記 6 - 1、6 - 2 に定める内容により消防機関が行う患者等搬送乗務員基礎講習及び患者等搬送乗務員基礎講習（車椅子専用）をいう。
- 7 「定期講習」とは、別記 6 - 3 に定める内容により消防機関が行う患者等搬送乗務員定期講習をいう。
- 8 「特例認定者」とは、基礎講習修了者と同等以上の知識及び技術を有するものとして消防長が認めたもの（別記 7）をいう。
- 9 「適任証」とは、基礎講習を修了した者又は特例認定者に対して、消防長が交付する患者等搬送乗務員適任証及び患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）をいう。
- 10 「認定証」とは、消防長が認定事業者に交付する様式第 12 号及び様式第 12 号の 2 の患者等搬送事業者認定証をいう。
- 11 「事業者認定マーク」とは、消防長が認定事業者に交付する別図 1 の患者等搬送事業者認定マークをいう。
- 12 「自動車認定マーク」とは、別紙 2 に定める指導基準に適合するものとして消防長が認定した別図 2 の患者等搬送用自動車認定マークをいう。